令和2年第1回玖珠町議会定例会会議録(第2号)

令和2年3月3日(火)

1. 議事日程第2号

令和2年3月3日(火) 午前10時開議

第 1 議案質疑(議案第4号から議案第42号)

第 2 上程議案の委員会付託 (議案第5号から議案第42号)

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 委員会発議

日出生台演習場の米軍使用に関する確認書の遵守の徹底に関する決議(案)

日程第 2 議案質疑(議案第4号から議案第42号)

日程第 3 上程議案の委員会付託(議案第5号から議案第42号)

出席議員(14名)

1 番 横 山 弘 康 2 番 衞 藤 和 敏

3 番 河 島 公 司

4 番 細 井 良 則

5 番 松 下 善 法

6 番 小幡幸範

7 番 松 本 真由美 8 番 大 野 元 秀

9 番 宿 利 忠 明

10番 河野博文

12番 髙田修治

11番 秦 時 雄

13番 藤本勝美 14番 石井龍文

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 村木賢二 議事庶務班主幹 山本 恵一郎

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宿利	政	和	教 育 長	梶	原	敏	明
総 務 課 長	石 井	信	彦	政策法務課長	繁	田	良	_
企画商工観光課長	衛 藤		正	基地対策室長	清	原	洋	_
税務課長	秋 好	英	信	福祉保健課長兼 子 育 て 世 代 包括支援センター 設 立準備室長	西	村	正	明
住 民 課 長	藤原	八	栄	建設水道課長	穴	井	智	志
建設水道課水道案 長	長 柄	義	正	農林課長	藤	林	民	也
人権確立・ 部落差別解消 推 進 課 長	瀧石	裕	_	会計管理者兼会 計 課 長	江	藤	幸	徳
教育総務課長兼 学校給食センター所長	横山	芳	嗣	学校教育課長	佐	藤	貴	司
社会教育課長兼 中央公民館長兼 わらべの館館長兼 久 留 島 武 彦 記念館事務局長	長 尾	孝	宏	社会教育課参 事	吉	野	弥也	1.子
農業委員会事務局長	渡邉	克	之	監査委員事務局長	時	枝	弘	法
監查委員	河 野	好	美	総務課長補佐兼 行 政 班 主 幹	神	田	裕	_

午前10時00分開議

○議 長(石井龍文君) おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明、言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条及び第8条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力願います。

なお、本定例会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、議場内はマスク着用としておりますので、御理解と御協力をお願いします。

ただいまの出席議員は14名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

ここで、宿利町長より発言の申出がありましたので、これを許します。

宿利町長。

○町 長(宿利政和君) 皆さん、おはようございます。

先ほど、議長が申されましたように、本日よりマスクを着用したままの発言も可能ということでご ざいますので、大変失礼いたします。

議案質疑の日程の前ではございますけれども、議長のお許しをいただきまして、新型コロナウイルスに対する本町の取組状況等につきまして、今日現在の状況、報告を申し上げたいというふうに思っております。

本町では、全国的に新型コロナウイルスが蔓延しつつある状況を鑑みまして、早々に町民の皆様へ 予防と対応に関するチラシを作成し、自治会の回覧や自治会館等で見ていただけるよう周知を図って まいりました。

また、ここ数日、話題に上がっております、各種行事やイベント等の開催をどうするか等々の対応につきましては、去る2月25日に管理職等を中心とするメンバーで玖珠町新型コロナウイルス対策会議を開催いたしまして、参加者が不特定多数と接触する可能性が高い行事、高齢者等が多く参加する行事、中止・延期により住民生活等に大きな支障を及ぼさないと判断される行事、個々人の距離が十分取れない屋内に一定時間とどまる行事という原則を定めまして、各課で主催または事務局を持つ事業、イベント等について、開催の有無を検討するよう指示をしたところでございます。

なお、関係する各種団体につきましても、原則の周知と行事開催の有無につきまして調査を行うよう、併せて指示を行ったところでございます。

このような中でございますが、2月27日夕方に、皆様方御存じのとおり、政府から全国全ての小・中学校、高校において臨時休校、休業を行うよう要請する旨の緊急発表があったことから、翌28日早朝に再度対策会議を開催いたしました。町内の小・中学校の児童・生徒1,067名に加えまして、保護者、御家族、公共施設や教育関連施設、さらに商工・観光業等々にも大きな影響があると考えまして、対策会議を対策本部設置と位置づけまして、今後想定されます影響等について、それぞれの部署におきまして情報収集並びに状況によっては具体的な検討・対策を講じるよう方針を決定いたしたところであります。

また、各部署の対応や情報につきましては、玖珠町のホームページに特設コーナーを設けまして、 一元的な検索ができるよう工夫も行っているところでございます。

現在、幸いにも本町におきましては、新型コロナウイルス感染事例はございませんが、根拠のないうわさやデマによりまして、感染者発生の誤報や衛生商品等の買占めなど、住民の皆様が不安になることがないように、今後ともしっかりとした対策を取っていきたいと考えているところでございますので、議員各位におかれましても、何とぞ御協力お願いを申し上げたいと考えているところでございます。

続きまして、学校関係の対応詳細につきましては、教育長から報告を申し上げたいと思います。ど うぞよろしくお願いいたします。

○議 長(石井龍文君) 続きまして、梶原教育長より発言の申出がありましたので、これを許します。

梶原教育長。

○教育長(梶原敏明君) 教育委員会関係に関する、新型コロナウイルス感染予防に対する対応及び経 過説明をさせていただきます。

去る2月27日夕刻、国の感染予防対策本部会議が臨時で開催され、3月2日月曜日から、昨日ですね、全国全ての小・中学校、高等学校、特別支援学校において、春休みまで、当分の間となっていますが、春休みまで臨時休業を行うよう要請するとの総理発言がございました。

大分県においても、知事を本部長とする大分県新型コロナウイルス感染対策本部会議が開催され、 それを受け、大分県教育委員会は高等学校の全ての学校を休校することを決定しました。また、市町 村立の小・中学校、義務教育学校についても、休校することを要請するということで決定が行われ、 本町にも通知があったところでございます。

先ほど、町長から報告がありましたように、玖珠町においても、2月28日に、早朝、町内の新型コロナウイルス対策本部を立ち上げ、今後の町内における対応の協議がございました。

それを受けて、教育委員会では、町内の学校に対応する対策について、教育委員さん方に持ち回りの教育委員会を行いまして、教育委員さん方から了解いただきまして、町内の学校に対する対応の方針を決定したところでございます。そして、10時から臨時校長会を開催し、特に今から想定される卒業式、入試が実施される場合の感染防止措置について、児童・生徒にどういうふうに対応するかについて指示を行ったところでございます。

具体的には、町内の小・中学校については、3月2日月曜日、昨日から当分の間、臨時休業とする と、ただし町立の森幼稚園につきましては、通常どおり開園するということでございます。

そして、6日金曜日に予定されている、くす星翔中学校の卒業式につきましては、統合後の最初の第1回の卒業式でございまして、初めての卒業生を送り出すという記念すべき第一歩でございます。 それにつきまして、学校当局と十分協議を行いまして、出席につきましては、卒業生、そして他の大分市辺りはいろいろ取扱いが異なって、昨日のニュースもございましたが、第1回ということで在校生を出す、そして保護者、そして大変申し訳ございませんが、来客については御遠慮いただくということです。ただし、町長には出席のみで、紹介のみということでございます。そして、教育委員会告示につきましても、文書によって行うということでしております。

また、小学校の卒業式については、まだ現在のところ臨時休業中でございますが、今のところ、卒業生と保護者のみで、在校生は出席しないということにしております。来賓につきましても、小・中学校とも御案内しないということでお願いしたいということで方針を出しております。

また、中学生に行います高校入試につきましては、感染予防の措置を講じた上で予定どおり実施されるために、受験生の前日での指導、また合格発表での対応等について、学校長と十分協議しながら、 今、考えらえる防止対策を行って実施するということになっております。

また、修了式につきましては3月26日木曜日でございますが、今後の動向を踏まえながら、また別途協議していくということでしております。

それと、学年末のPTA等につきましては、学校規模、いろいろと異なりますし、地域の状況も考慮の上、学校長の判断で実施してくれということで指示しております。

それと、中学校の部活動につきましては、通知もありましたように、実施しないということでしております。これは、社会体育のほうにも体育保健課のほうから、教育団体、またスポーツ団体を通じまして、実施を自粛するようにということで依頼しております。

それとあと、学校教育外の社会教育施設においては、玖珠町メルサンホールを除く町内の全ての社会教育施設においては、3月2日から当分の間、休館させていただくということにしております。また、玖珠町のメルサンホールは、3月の新規施設の利用申込みを中止しております。また、既に申込みを受けている部分につきましては、主催者に延期や中止のお願いを行うとともに、今後の対応について、十分教育委員会と協議の上、できるだけ自粛をお願いしたいということをしております。

それと、B&Gの海洋センターのプールにつきましても、3月1日にオープン予定でしたが、当分の間、オープンしないということでしております。

それとあと、美山高校の関連の玖珠志学塾につきましては、28日、感染予防対策について塾関係者と協議行いまして、1・2年生は自宅学習を行い、ファクス等で指導する。国立の後期試験受験者である希望者につきましては、志学塾で時間帯を分け、時差を行って、少人数による指導を行うということでしております。

以上が現在の方針でございます。

また、日中、児童を看護することが難しい家庭支援のためには、福祉保健課と協議を行い、放課後 児童クラブの開設を要請したところでございます。

また、必要なスタッフとして町立学校で雇用しています特別支援教育支援員の業務支援についても、 配慮を予定しておるところでございます。

今回の休校によりまして、町立学校に勤務する臨時雇用職員の賃金の減額が生じないよう、またスクールバスの運行委託についても、ドライバーの雇用が守られるよう、今、十分協議を行っています。ただ、スクールバスについては、九重町との関係もございますので、今、九重町と十分協議の上、委託業務に支障のないようにしているところでございます。

学校給食につきましても、賞味期限の分は4月に回せるものは措置しまして、賞味期限のない分に つきましては、今、措置を講じているところでございます。

以上、この国の措置におきまして、大変感染予防対策ということで、児童・生徒のまずは安心・安全ということを最優先して、教育委員会としても対応しております。

また、私、昨日、全ての学校を回りまして、教職員、また学校の状況をヒアリングしたところでございます。学校に応じては、子供たちを個別指導したり、また課題、そして残っている単元、卒業生以外においては1単元程度残っているということでございましたので、その措置を各学校で対応、進度を考えているようでございます。

十分、これによりまして、子供たちに対する教育業務の影響を最小限に抑えるために、教育委員会

と学校が一つになって、チーム玖珠町で対応していく所存でございます。

以上、報告を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議 長(石井龍文君) ただいま、宿利町長並びに梶原教育長から、新型コロナウイルス感染症拡大 防止に対する玖珠町並びに玖珠町教育委員会としての基本方針等が報告されましたが、我々住民も、 マスクの着用、うがい、手洗いなどできる限りの対応をし、できる限り早い時期の終息を願いたいも のであります。

お諮りします。

本日、基地対策特別委員会、藤本勝美委員長より、お手元に配付しております発議第1号、日出生 台演習場の米軍使用に関する確認書の遵守の徹底に関する決議(案)が提出されました。

議長として、これを本日の日程に追加し、日程第1として議題といたしたいと思います。異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(石井龍文君) 異議なしと認めます。

発議第1号、日出生台演習場の米軍使用に関する確認書の遵守の徹底に関する決議については、本 日の日程第1として、議題とすることに決定しました。

したがいまして、本日の日程における議案質疑及び上程議案の委員会付託については、それぞれ日 程第2、日程第3と順次繰下げといたします。

日程第1 委員会発議

日出生台演習場の米軍使用に関する確認書の遵守の徹底に関する決議(案)

○議 長(石井龍文君) 日程第1、発議第1号、日出生台演習場の米軍使用に関する確認書の遵守の 徹底に関する決議について、提出者の説明を求めます。

基地対策特別委員会委員長藤本勝美君。

○基地対策特別委員長 (藤本勝美君)

発議第1号

令和2年3月3日

玖珠町議会

議長石井龍文殿

提出者 基地対策特別委員会委員長 藤 本 勝 美

日出生台演習場の米軍使用に関する確認書の遵守の徹底に関する決議(案)

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

日出生台演習場の米軍使用に関する確認書の遵守の徹底に関する決議(案)

在沖縄海兵隊による日出生台演習場での実弾射撃訓練の実施においては、町民の安全・安心の確保と地域住民の不安解消を最優先として、県、地元自治体及び九州防衛局との間で「日出生台演習場の米軍使用に関する協定」及び「確認書」があります。

特に、平成29年10月に新たに締結した「確認書」において確認した射撃時間の短縮については、九 州防衛局を通じて米軍指揮官への確実な伝達と遵守の徹底を再三にわたり要請してきました。

しかしながら、本年度の訓練期間中においては午後8時以降の射撃が5日間確認されたことは極めて遺憾であり、地元との信頼関係を損ないかねないものです。

以上を踏まえて玖珠町議会は、地域住民の不安解消と良好な地域の生活環境を確保するため、国、 県、町に対して万全の措置を講ずるよう要請していくことを決議します。

令和2年3月3日

玖 珠 町 議 会

以上です。

○議 長(石井龍文君) ただいま、基地対策特別委員会委員長、藤本勝美君から説明がありましたが、 これについて質疑はありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第1号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第1号、日出生台演習場の米軍使用に関する確認書の遵守の徹底に関する決議について、別に 反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思います。異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(石井龍文君) 異議なしと認めます。

発議第1号について、賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長(石井龍文君) 起立全員です。

よって、発議第1号は可決されました。

日程第2 議案質疑(議案第4号から議案第42号)

○議 長(石井龍文君) 日程第2、これより議案質疑を行います。

議案集1ページです。

議案第4号、玖珠町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、質疑を行います。

関係資料は、黄色の表紙の参考資料集の1ページです。

質疑はありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案集2ページです。

議案第5号、玖珠町過疎地域自立促進計画の一部変更について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案集3ページです。

議案第6号、辺地(古後辺地)に係る総合整備計画の一部変更について、質疑を行います。 質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案集4ページです。

議案第7号、辺地(日出生辺地)に係る総合整備計画の一部変更について、質疑を行います。 質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案集5ページです。

議案第8号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑を行います。

関係資料は、参考資料集の2ページからです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案集8ページです。

議案第9号、玖珠町監査委員条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は、参考資料集の8ページです。

質疑ありませんか。

(なし)

○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案集9ページです。

議案第10号、玖珠町自治委員設置及び自治区活動活性化条例の一部改正について、質疑を行います。 関係資料は、参考資料集の9ページです。

質疑ありませんか。

8番大野元秀君。

○8 番(大野元秀君) 8番大野です。

議案第23号と共通するところもあるんですけれども、提案理由の中で、非常勤特別職であった自治 委員に任期を見直しとありますが、今後、自治委員は会計年度任用職員の位置づけとなるということ でよろしいでしょうか。

- ○議 長(石井龍文君) 企画商工観光課長。
- ○企画商工観光課長(衛藤 正君) 法改正に伴い、今回、自治委員の取扱いについてですが、会計年度任用職員としてではなくて、有償ボランティアとして委嘱するようになります。

実際に、今回、会計年度任用職員の法改正に当たりまして、いろんな指導がありまして、自治委員の取扱いについてどうするかということで、委託を行うか、あとは委嘱という形で行っていくかということになり、やっぱり委託にしますと、どうしても双方、非常に契約を交わしたり、いろんな手続必要となって、大変業務が煩雑となりますので、毎年委嘱を行うということにしておりますが、一応有償ボランティアという位置づけで毎年委嘱するんですが、運用としては、これまでどおり2年間、ぜひ行っていただきたいと、あと報酬等についても、何らこれまでと変わりない方法で行うこととしております。

以上です。

- ○議 長(石井龍文君) 8番大野元秀君。
- ○8 番(大野元秀君) 議案とすれば、任期の削除というところなんですけれども、有償ボランティアと今言われたんですけれども、有償ボランティアの規定というのが、今、設けているかどうかというのをちょっと伺います。
- ○議 長(石井龍文君) 総務課長。

- ○総務課長(石井信彦君) 例規上での有償ボランティアという規定はございませんが、会計年度任用 職員の制度の施行に伴いまして、全国町村会の総務部法務支援室というところから、一般的に言われ ている有償ボランティアの規定として取扱うことが望ましいという要領が発せられておりまして、それに従って処置をしていきたいと考えております。
- ○議 長(石井龍文君) ほかに質疑ありませんか。(な し)
- ○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案集10ページです。

議案第11号、玖珠町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は、参考資料集の10ページです。

質疑ありませんか。

(なし)

○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案集11ページです。

議案第12号、玖珠町附属機関に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

12番髙田修治君。

○12番(髙田修治君) お聞きします。

文化財保護審議会が、この11ページの一番下、別表第2中「文化財調査員」を「文化財保護審議会 委員」に改めるということであります。

別表には、12ページに載っていますが、調査委員会というのは、規則でありました所掌事務の中の 分掌としては、調査委員会のそのものがここに上がってきておりますので、文化財調査委員会が即文 化財審議会に変わったのかということが1点。

それからもう一点は、この資料でいきますと、理由の中に、第190条第1項の規定に基づくということがあります。これは、前回も何かこの規則の変わるときに私も言ったことがあると思うんですが、せっかく黄色の資料集の12ページのように、ただ名前だけが出て、条文がちょっと、勉強せんと悪いんですけれども、ちょっと載せていただくと非常に助かるなと思いますので、これは常任委員会のときで結構であります。説明をお願いしたいと思います。

- ○議 長(石井龍文君) 社会教育課長。
- ○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長兼久留島武彦記念館事務局長(長尾孝宏君) まず、 今度新しく設けられた文化財保護審議会が文化財調査委員会と同様なものであるかという件でござい ます。

これにつきましては、基本的には全く同じ機能、同じ役割といいますか、構成につきましても同じ でございます。

この部分につきましては、先ほどありましたとおり、文化財保護法の中に定められておりまして、その第190条のほうに、市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができるということで、今まで、これ新たに設けられたものじゃなくて、既にあった法律でありますが、置くことができるということで、それまであった文化財調査委員会がそれに代わるものという位置づけでありました。

ただし、今回、非常勤特別職の位置づけを、より上位法に沿ったものにしようという考えの中から、 文化財調査委員会をこの法に準じた形で文化財保護審議会という形に変えたということでございます。

○議 長(石井龍文君) ほかに質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案集13ページです。

議案第13号、玖珠町印鑑条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は、参考資料集13ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案集14ページです。

議案第14号、玖珠町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、質疑を行います。 関係資料は、参考資料集15ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案集15ページです。

議案第15号、玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正(その1)について、質疑を行います。

関係資料は、参考資料集16ページです。

質疑ありませんか。

12番髙田修治君。

○12番(髙田修治君) この表の見方なんですが、例えば社会教育指導員、スポーツ推進委員をス

ポーツ推進委員にする、ここだけ残るということは、任用の関係でなくなったという解釈と思うんですが、そうしてきますと、次のページ、別表第5中、外国語指導助手というのも、これもやはり常任職員制度の関係があるのかどうか、これをちょっと理解ができませんでしたので、分かればお願いします。

- ○議 長(石井龍文君) 社会教育課長。
- ○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長兼久留島武彦記念館事務局長(長尾孝宏君) 資料集 15ページの、まず別表第2中、社会教育指導員、スポーツ推進委員がスポーツ推進委員のみになると いう部分でございます。

これにつきましては、今、御案内のとおり、非常勤特別職から会計年度任用職員のほうに任用が変わるということでの対応でございます。

- ○議 長(石井龍文君) 教育総務課長。
- ○教育総務課長兼学校給食センター所長(横山芳嗣君) 外国語指導助手、いわゆるALTにつきましても、会計年度任用職員への移行ということで、非常勤特別職から外れて、移行ということでございます。
- ○議長(石井龍文君) ほかに質疑ありませんか。(なし)
- ○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案集17ページです。

議案第16号、玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正(その2)について、質疑を行います。

関係資料は、参考資料集17ページからです。

質疑ありませんか。

監査委員事務局長。

○監査委員事務局長(時枝弘法君) 議案第16号について補足をさせていただきます。

今回の改正につきましては、識見を有する者のみの改正でございます。

議会推薦の監査委員さんにつきましては、今回の改正は見送りとさせていただいております。

確認の意味で申し添えをさせていただきます。

以上でございます。

○議 長(石井龍文君) ほかに質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案集18ページです。

議案第17号、玖珠町職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は、参考資料集18ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案集19ページです。

議案第18号、玖珠町基金条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は、参考資料集19ページです。

質疑ありませんか。

12番髙田修治君。

○12番(髙田修治君) 何回もすみません。

第2条の表に次のように加えるというところがあります。再編関連訓練移転等交付金、これが私も 名前よう分からんかったんですが、新たに出たような気がしてなりませんが、それと一番下の2、こ の条例の規定による改正後の玖珠町基金条例第2条の規定により設置される玖珠――は、同条例第6 条の規定は、適用しないということが書いてあります。

この2つ、常任委員会で結構であります、説明を少し詳しくしていただけると非常に中身が分かる と思いますので、よろしくお願いします。補正にたしか上がっちょったと思いますので、その辺で何 か話ができるようだと思います。よろしくお願いします。

○議 長(石井龍文君) 回答しますか。

[「いや、長なるよ」と呼ぶ者あり]

○議 長(石井龍文君) それでは、委員会の折に説明をいただきたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案集21ページです。

議案第19号、玖珠町手数料条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は、参考資料集20ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案集23ページです。

議案第20号、玖珠町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 について、質疑を行います。

関係資料は、参考資料集22ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案集24ページです。

議案第21号、玖珠町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑を行います。 関係資料は、参考資料集23ページからです。

質疑ありませんか。

11番秦 時雄君。

○11番(秦 時雄君) 11番秦です。

この参考資料の町営住宅の設置及び管理に関する法律の条例の一部改正ということで、その中で、 25ページの法定利率というのは、現在の法定利率である3%でよろしいんですか、利率は。

- ○議 長(石井龍文君) 建設水道課長。
- ○建設水道課長(穴井智志君) 法定利率は、現在、3%でございます。3%で間違いございません。
- ○議 長(石井龍文君) ほかに質疑ありませんか。

11番秦 時雄君。

○11番(秦 時雄君) これ、同じく参考資料の24ページになります。

第11条の3、「町長は、特別な事情があると認める者に対しては、第1項第1号の請書に連帯保証人の連署又は保証業者についての記載を必要としないこととすることができる」ということで、これをきちっとこういうふうに定められたということはすばらしいことであると思っていますけれども、今までこの旧項においては、3、町長は、特別な事情があるときには、連帯保証人の連署を必要としないということで今日まできたわけでございますけれども、ここで改めて、この「連署又は保証業者についての記載を必要としない」、このことについて、今まで例えば町営住宅の募集をいたしますと、もう終わりましたかね、これからまた始まるんですね、3月と9月ですね、そのときに町営住宅の募集要項の中に、例えばこの項について、特別な事情がある方についてはお話を受けますとか、そういう説明とか、そういう文章なんかは書かれているのかどうか、それはなかったように思うんですけれども、今後どういうふうに考えられますか、そこのところをちょっとお伺いしたいと思います。

- ○議 長(石井龍文君) 建設水道課長。
- ○建設水道課長(穴井智志君) 今回の条例の改正は、連帯保証人が2名から1名になる緩和がありまして、それに伴いまして、連帯保証人が確保できない方につきましては、保証業者との委託契約の証書で保証に代わるという条項の改正であります。それに伴いまして、3項の「又は保証業者について

の記載」を追加した次第でございます。

町営住宅の募集要項に、このような記載は、確認をいたしまして、後ほどお答えしたいと思います。

○議 長(石井龍文君) いいですか。

11番秦 時雄君。

- ○11番(秦 時雄君) 秦です。ちょっと聞こえにくかったので、後ほど、何ですか。
- ○議 長(石井龍文君) 建設水道課長。
- ○建設水道課長(穴井智志君) 募集要項の記載につきましては、再度確認してお答えしたいと思います。
- ○議 長(石井龍文君) いいですか。[「はい、いいです」と呼ぶ者あり]
- ○議 長(石井龍文君) ほかに質疑ありませんか。 (な し)
- ○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案集26ページです。

議案第22号、玖珠町青少年健全育成協議会設置条例の一部改正について、質疑を行います。 関係資料は、参考資料集26ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案集27ページです。

議案第23号、玖珠町交通安全の保持に関する条例の一部改正について、質疑を行います。 関係資料は、参考資料集27ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案集29ページです。

議案第24号、玖珠町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は、参考資料集28ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案集30ページです。

議案第25号、玖珠町給水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑を行います。 関係資料は、参考資料集29ページからです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案集31ページです。

議案第26号、玖珠町簡易水道事業条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は、参考資料集31ページからです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案集33ページです。

議案第27号、旧慣による公有財産の使用権の一部廃止(古後下河内地区)について、質疑を行います。

関係資料は、参考資料集33ページからです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第27号の質疑を終わります。

次に、議案集34ページです。

議案第28号、玖珠町鹿倉休憩舎施設の設置に関する条例の廃止について、質疑を行います。

関係資料は、参考資料集35ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号、令和元年度玖珠町一般会計補正予算(第5号)について、質疑を行います。 別冊となっております。

最初に、2ページ、第1表歳入歳出予算補正、歳入から11ページ、第4表地方債まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 次に、13ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、総括、歳入から14ページ、 歳出まで質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 次に、歳入に入ります。

15ページ、歳入、1款町税から19ページ、13款分担金及び負担金、6目教育費負担金まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 次に、19ページ、14款使用料及び手数料から23ページ、15款国庫支出金、3 項2目民生費国庫委託金まで、質疑ありませんか。

(な し)

〇議 長(石井龍文君) 次に、同じく23ページ、16款県支出金から27ページ、17款財産収入まで、質 疑はありませんか。

(な し)

○議長(石井龍文君) 次に、28ページ、18款寄附金から30ページ、22款町債まで、質疑はありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 次に、歳出に入ります。

31ページ、1款議会費から45ページ、4款衛生費、2項3目し尿処理費まで、質疑ありませんか。11番秦 時雄君。

○11番(秦 時雄君) 11番秦です。

41ページ、3款民生費の8目のプレミアム付商品券事業であります。

これ、当初予算で1億円近い予算が上っておりましたけれども、このプレミアム付商品券は、低所得者、そして子育て世帯に限定して販売されたものであります。その内訳と、それとこの5,610万円のマイナスになっているんですけれども、これからいくと、せっかくこういうプレミアム付商品券があっても、なかなか使われなかったということだろうと思うんですけれども、そこら辺をちょっと、どういう状況なのか、お知らせしていただきたいと思います。

- ○議 長(石井龍文君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長(西村正明君) それでは、質問にお答え いたします。

まず、プレミアム付商品券、2月末で事業が終わったわけでございますが、まず内訳で、最終的な ところでよろしいですか。

[「今分かっているだけでいい。今、報告できる分」と呼ぶ者あり]

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長(西村正明君) じゃ、最新の、まだ最終

的な確定作業中でありますので、確定した金額ではございませんが、おおよそのところが出ておりま すので、発言いたします。

まず、非課税の対象者でございますが、世帯が2,091世帯、対象人数3,072人、申請の決定人数が1,096人、申請率が35.68%、商品券の購入者数が921人であります。

次に、子育て世帯、ゼロ歳から3歳の分でございますが、引換券の発行人数が336人、商品券の購入人数が248人、購入率が73.81%でございます。

それとあと、販売の実績でございますが、500円券を10枚1セットとして、それを4,000円で販売したところであります。最終的に、5,557セット掛け4,000円で、2,222万8,000円の売上げでございます。 実際の町なかのほうに出回った分につきましては、5,557掛け5,000円ということで、2,778万5,000円の、全部消費した場合に経済効果があったんじゃないかと思われます。

以上でございます。

- ○議 長(石井龍文君) ほかに質疑ありませんか。 10番河野博文君。
- ○10番(河野博文君) 今のに関連してですけれども、ただいま、消費の効果があったということで ございますが、2,700万円ぐらいのうち大方、約2,000万円ぐらいが大型店で使われて、地元にはほと んど消費がなかったんですよ。私は、これ福祉関係の商品券だからということで、そのときに福課に 考えられませんかと言ったんですけれども、そのときに経済効果が十分あるということで答えられて いたんで、その意味では、達成がこれはできなかったんじゃないかなというふうに思うんですが、そ の辺はどう思われますか。
- ○議 長(石井龍文君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長(西村正明君) 当初、プレミアム付商品券につきましては、企画のほうと福祉部門、どちらで行うか等々の議論から始まりまして、最終的に福祉部門でやったところでございますが、今言われたとおり、なかなか、パーセンテージからいきますと、そう高いとは言えないかとは思いますが、一応福祉の部門につきましては、申請から引換券の交付、商品購入までを一括でできるように、庁舎内でできるような取組をしておったところであります。

それとあと、啓発等につきましては、商工会と連携し、できるだけ多くの店舗に参加してもらう、あと店舗にポスターの配布、広報は11月、1月、2月分に掲載をしております。あと、当初販売が2月14日だったんですが、延長して、2月28日までに延期をしております。防災無線と回覧文書等でお知らせをしているところでございます。あと、ホームページにも、どこで使えるか、店舗名も掲載しているところであります。

そういうことをいたしたわけなんですが、思った以上に伸びなかった、想定されていたぐらいだった、どちらとも言えないわけなんですが、一応来庁者の声、伸びなかった理由等でございますが、まず1番目が、もう数年前行われました臨時福祉給付金、これの場合は、申請すれば、自分でお金出さ

なくてもお金が頂ける、そういう制度でございました。まず1点目、そこが違うということで、あと やっぱり、来られた方につきましては、窓口で購入をしなければならない。あと、なかなか申請率が 追いつかなかったので、非課税者についても、非課税者、3歳未満につきましても、2回、追加で申 請のほう、またお知らせ等を行っておるんですが、来られた方から、申請しないから役場にはもう行 かないとか、何で送ってきたのかとか、そういったふうな答えのほうもあったところであります。

以上のことから、一応できる限りの手だてのほうは、国からの通知等によりまして、2回なり、申請書を出したりとか、できる限りはしたんでございますが、こういう結果になったというところでございます。

以上であります。

- ○議 長(石井龍文君) 10番河野博文君。
- ○10番(河野博文君) 私が言いたいのは、福祉関係については、これは30%ぐらいの方が購入されているということで、その面は若干効果があったかなと。ただ、これに関しては、国の施策でしたので、これは国の方に、やはりこれはよくなかった、事業効果がなかったということははっきり、またアンケート調査等あるかもしれませんけれども、出したほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

こういうことで、これに関連して、地元での経済効果が大きいと言われたところはちょっとなかったんじゃないかな、その関係で、毎年やっている600万円のプレミアム付商品券の事業をカットした、その辺の経済効果というのは全くなかったんじゃないかな。それで、先ほど申しましたように、2,700万円ぐらいのうちの1,800万円から2,000万円ぐらいがほとんど大型店に行って、地元には流れなかった、これは経済効果的にはよくなかったんじゃないかなというような事業評価に取られますけれども、その辺はどんなふうに感じますか。

- ○議 長(石井龍文君) 企画商工観光課長。
- ○企画商工観光課長(衛藤 正君) 企画商工観光課からお答えいたします。

確かに、今回、販売件数も率もちょっと悪かったんですけれども、今言われましたように、大型店での利用は非常に多かったということで、地元の商店に対する効果は低かったんではないかと思っております。

そういうことも受けまして、新年度は違った形で地元の商店の活性化を行うよう、新たな事業として取り組むようにしておるところであります。

以上です。

○議 長(石井龍文君) ほかに質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 次に、同じく45ページ、5款労働費から56ページ、9款消防費、1項5目災害対策費まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 次に、同じく56ページ、10款教育費から63ページ13款諸支出金、3項11目公 共施設等総合管理基金費、最後まで、質疑ありませんか。

(な し)

- ○議 長(石井龍文君) 全体を通して質疑ありませんか。 11番秦 時雄君。
- ○11番(秦 時雄君) 11番秦です。

43ページなんですけれども、3款民生費、2目の児童措置費で、43ページ上に補助金、一時預かり 事業補助金と延長保育事業補助金、総額で166万4,000円ということでございますけれども、昨年、これは、この事業が伸びたのは、昨年10月1日から幼稚園・保育の無償化、これによるものなのか、そういうことで伸びた、そういう結果なのか、ちょっと分かれば教えていただきたいと思います。

- ○議 長(石井龍文君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長(西村正明君) すみません、お答えいた します。

まず、一時預かり事業でございますが、これは、こども園で1号認定受けている方の一時的預かり ということでございますが、これは利用者の増加ということでございます。

それと、延長保育、こちらも利用児童数の増加により、補助基準額の区分が変更となったための増額でございます。2号、3号分でございます。

以上であります。

- ○議 長(石井龍文君) ほかに質疑ありませんか。
 - 6番小幡幸範君。
- ○6 番(小幡幸範君) 6番小幡です。

9ページ、繰越明許費なんですけれども、10款2項で八幡小学校移転事業費ということで出ていますけれども、これ令和元年度以内で対応を終わるという話でしたけれども、4月の入学に間に合うのか、その状況を伺います。

- ○議 長(石井龍文君) 教育総務課長。
- ○教育総務課長兼学校給食センター所長(横山芳嗣君) 八幡小の移転につきましては、既に何度かお 話をさせていただいております。

工事につきましては、3月中を完了予定ということで、その後の雑工事等を4月以降見ておりますのと、引っ越しは、すみません、今ちょっとカレンダー持っていませんが、3月の最終土日で引っ越しを今する予定で動いておるところです。

以上です。

- ○議 長(石井龍文君) ほかに質疑ありませんか。 11番秦 時雄君。
- ○11番(秦 時雄君) 11番秦です。

ずっと戻りまして、16ページの軽自動車税であります。

この軽自動車税で、内訳がよく、私、分からないんですけれども、軽自動車とバイクの50ccまで、そいつと、あとは農業トラクターとかいろいろ耕運機とかありますけれども、そういったものの内訳が分かれば教えていただきたいし、分からなかったら、また後日でも結構です。

- ○議 長(石井龍文君) 税務課長。
- ○税務課長(秋好英信君) 今、手元に詳細資料がございませんので、予算委員会の際の提示でよろしいでしょうか。

[「いいですよ」と呼ぶ者あり]

- ○税務課長(秋好英信君) じゃ、よろしくお願いします。
- ○議 長(石井龍文君) 全体を通して、ほかに質疑ありませんか。 10番河野博文君。
- ○10番(河野博文君) 概要のほうで、1点目は主な事業で広報費、令和2年度から、新たなホームページのCMSシステムを構築するため、基金積立金を計上ということであります。

この件につきまして、今までとどんなふうにホームページが変わっていくのか、今までよくなかった点、それからこれから変えようとすることのメリット、どういうメリットがあるのか、その辺をお聞きします。

もう一点は、企画調整費、34ページの分ですけれども、携帯電波を利用できない場所の電波の不感解消を目的とした事業に対する事業費を計上しております。この地域というか、こういう場所が玖珠町にほかにあるのか、ないのか、その辺を教えていただきたい。

それからもう一点、先ほども出ました企業立地促進助成金が2,910万円減額されております。これ、たしか去年9月かなんかに上がった事業で、ずっとそのまま進展がないんですけれども、その辺の状況についてお聞かせ願いたいなというふうに思います。

- ○議 長(石井龍文君) 総務課長。
- ○総務課長(石井信彦君) まず、ホームページでございますけれども、まず操作性というところで、これまでの職員が自席からホームページの更新ができていなかったものが、自席からホームページの更新がかけられるということで、より頻繁に更新ができるのではないかというふうに考えております。それから、防災無線等からの連携も図られるようになるため、より迅速に、広範囲にわたって皆様にいろいろなお知らせができるのではないかというふうにも考えております。

それから、携帯電話の不感地域ということでございますが、ドコモ、au、ソフトバンク等のいわゆるキャリアのほうから、今回は鳥屋地区ということで事業実施いたしますけれども、ほかに2地区、そういう地点があるということは聞いております。

ただし、その他の地区が快適な状況かというと、一概にはそういうことではないと思いますけれど も、今回の事業等を通じまして、またほかにそういった地区の調査についても行うように指示をして いるところでございます。 以上でございます。

- ○議 長(石井龍文君) 企画商工観光課長。
- ○企画商工観光課長(衛藤 正君) すみません、企業立地促進助成金でございますが、本年度は特に 大きな企業の、助成を出すような企業の進出はございませんでした。

しかし、この中から実際に地元雇用をした方に対する助成金は、業者のほうに支払うこととしているところであります。

以上です。

- ○議 長(石井龍文君) 10番河野博文君。
- ○10番(河野博文君) 先ほど申した9ページの繰越明許費の中で、企業誘致促進費、これは森中学校の分じゃないんですか。その、9月頃からずっと出ているのに、何で今までの部分で全く、まだ全然何もしていないと思うんですけれども、その辺の状況をどうしてか、原因をお聞かせください。

それから、先ほどの携帯電波の利用できない場所があと2か所ぐらいあると言われましたが、もしその地域が、何か要望があれば、その地域のことに対しても、今後、事業を行っていく予定でしょうか。

- ○議 長(石井龍文君) 総務課長。
- ○総務課長(石井信彦君) 不感地域の分から先にお答えいたします。

まず、今回の事業実施に至った経過につきまして、携帯事業者、キャリアのほうから、その地域について事業実施を行いますという表明がありましたことから、事業が実現をできております。

今後につきましては、携帯事業者のほうから、その該当地区に対して事業実施をするかどうかという、この表明があるかどうかによって、また事業が進捗できるかということが決定するものと考えております。

以上でございます。

- ○議 長(石井龍文君) 企画商工観光課長。
- ○企画商工観光課長(衛藤 正君) 9ページの企業誘致促進費の繰越事業でありますが、議員さんの 言われるとおり、森中学校のサテライトオフィスの整備事業であります。この事業、9月の補正で上 げさせていただいたんですが、非常に業者との協議が遅れて、現在、設計をしている関係で繰越事業 とさせていただいたところであります。
- ○議 長(石井龍文君) 福祉保健課長。
- ○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長(西村正明君) 先ほどの秦議員からの御質問、一時預かり事業、延長保育の増加の件でございますが、質問が無償化による影響だろうかということでしたので、私の答弁のほうが両方とも利用者の増ということで回答しましたので、無償化の影響ではなく、利用者の増加が原因ということで訂正をいたします。
- ○議 長(石井龍文君) ほかに質疑はありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第29号の質疑を終わります。

次に、議案第30号、令和元年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について、別冊となっています。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案第31号、令和元年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算(第1号)について、別冊となっています。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第31号の質疑を終わります。

次に、議案第32号、令和元年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、別冊となっています。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第32号の質疑を終わります。

次に、議案第33号、令和元年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、別冊となっています。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第33号の質疑を終わります。

次に、議案第34号、令和元年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、 別冊となっています。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第34号の質疑を終わります。

次に、議案第35号、令和元年度玖珠町水道事業会計補正予算(第2号)について、別冊となっています。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第35号の質疑を終わります。

次に、議案第36号から議案第42号までの7議案は、令和2年度玖珠町一般会計並びに各特別会計、 水道事業会計の当初予算であります。審査につきましては、予算常任委員会に付託いたしたいと思い ますので、本日は大別して質疑を受けたいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(石井龍文君) 異議なしと認めます。

最初に、議案第36号、令和2年度玖珠町一般会計予算について、質疑を行います。

別冊となっております。お出しください。

先ほど申し上げましたように、大別して質疑を受けますので、広範囲にわたります。質疑のある方は、ページ数と款、項、目、事業名をはっきり言ってから質疑をお願いいたします。

最初に、2ページ、第1表歳入歳出予算、歳入から14ページ、歳入歳出予算事項別明細書、歳出の 最後まで、質疑はありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 次に、15ページ、歳入、1款町税から47ページ、23款町債、最後まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 次に、48ページ、歳出、1款議会費から100ページ、5款労働費、1項1目 労働諸費まで、質疑はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 次に、同じく100ページ、6款農林水産業費から133ページ、9款消防費、1 項5目災害対策費まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 次に、同じく133ページ、10款教育費から199ページ最後まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 全体を通して質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第36号の質疑を終わります。

次に、議案第37号、令和2年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、別冊となっています。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第37号の質疑を終わります。

次に、議案第38号、令和2年度玖珠町簡易水道特別会計予算について、別冊となっています。お出 しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第38号の質疑を終わります。

次に、議案第39号、令和2年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算について、別冊となっています。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第39号の質疑を終わります。

次に、議案第40号、令和2年度玖珠町介護保険事業特別会計予算について、別冊となっています。 お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第40号の質疑を終わります。

次に、議案第41号、令和2年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計予算について、別冊となっています。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第41号の質疑を終わります。

次に、議案第42号、令和2年度玖珠町水道事業会計予算について、別冊となっています。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議 長(石井龍文君) 質疑なしと認めます。

議案第42号の質疑を終わります。

建設水道課長。

○建設水道課長(穴井智志君) 議案第21号の秦議員の質問にお答えします。

町営の募集要項に連帯保証人の連署を必要としない旨の記載があるかどうかの回答でございます。 記載はございません。保証人については、入居決定後の事務処理となるため、募集時点では記載を していないということであります。募集要項の注釈に、「入居資格や申し込み書類などの詳細はお問 い合わせください」という旨の記述はあります。

以上でございます。

○議 長(石井龍文君) 以上で議案質疑を終結いたします。

日程第3 上程議案の委員会付託 (議案第5号から議案第42号)

○議 長(石井龍文君) 日程第3、これより上程議案の委員会付託を行います。

お諮りします。

会議規則第39条の規定により、お手元に配付いたしました付託表のとおり、議案第5号から議案第28号までの24議案については、それぞれの常任委員会に、議案第29号から議案第42号までの14議案については、予算常任委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(石井龍文君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号から議案第42号までの38議案については、それぞれの常任委員会に審査の付託をすることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

明日4日から15日までの12日間は、各常任委員会及び議案考察のため休会とし、16日、翌17日は一 般質問といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(石井龍文君) 異議なしと認めます。

よって、明日4日から15日までの12日間は、各常任委員会及び議案考察のため休会とし、16日、翌 17日は一般質問とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前11時19分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。 令和2年3月3日

玖珠町議会議長 石 井 龍 文

署名議員横山弘康

署 名 議 員 松 本 真由美